

一般社団法人高槻市薬剤師会と大阪薬科大学との地域交流に関する協定書

(目的)

第1条 一般社団法人高槻市薬剤師会（以下「甲」という。）と大阪薬科大学（以下「乙」という。）は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域ならびに国際社会の発展に資することを目的として、学術交流に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 学術会議の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生のスキルアップのための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より5年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに相手方から書面による通知がない限り、5年毎に自動的に更新するものとする。

(附則)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2018年6月14日

高槻市城東町5番1号
一般社団法人高槻市薬剤師会 会長 石田佳



高槻市奈佐原4丁目20番1号
大阪薬科大学 学長

政田幹夫

